

横浜市家具転倒防止対策助成事業実施要綱

制定 平成 25 年 6 月 4 日総危管第 233 号（局長決裁）

最近改正 令和 8 年 6 月 1 日防地第 115 号（統括本部長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、震災時における被害の減少と自助・共助による市民・地域の防災力向上を図るため、家具の転倒防止対策を進め、特に自ら転倒防止対策を行うことが困難である高齢者や障害者等に対し行う有効な転倒防止器具の取付支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）家具

たんす、食器棚、本棚等の家具、冷蔵庫及びテレビ等の電化製品などで、災害時に転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいう。

（2）転倒防止器具

家具の転倒を防止するために有効な器具及びその器具の取付けに係る資材をいう。

（対象者）

第 3 条 この事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、本市に在住している世帯とする。

なお、取付助成を受ける者は、居住要件に加え、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯とする。

- （1） 65 歳以上の高齢者
- （2） 身体障害者手帳の交付を受けている者
- （3） 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている者
- （4） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- （5） 介護保険法による要介護者又は要支援者
- （6） 中学生以下の者
- （7） その他市長が認める者

（申請）

第 4 条 転倒防止器具の取付けを希望する者（以下「申請者」という。）は、家具転倒防止器具取付申請書（第 1 号様式）を市長に申請するものとする。

（決定）

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し事業利用の可否を決定して、横浜市家具転倒防止対策助成事業利用決定（却下）通知書（第 2 号様式）により申請者に通知する。

（助成の方法）

第 6 条 市長は、前条の決定をしたときは、器具の配送（発送）又は事業者を派遣するものとする。事

業者は派遣時に、市長印押印の協力者証明書（第5号様式）を携帯するものとする。

- 2 取付事業者は、前条の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の同意を得て転倒防止器具の種類や取付箇所等を調査し、転倒防止器具の購入に係る費用の額を徴収するとともに、家具転倒防止器具取付同意書兼確認書（第3号様式）により転倒防止器具の取付工事についての同意を記名で受けるものとする。
- 3 利用者が自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住し、転倒防止器具の取付けが賃貸契約等で禁止又は制限される行為である場合は、その家屋の所有者又は管理者から転倒防止器具取付けの承諾を得るものとする。
- 4 転倒防止器具の取付工事には、利用者の立会いを受けるとともに、当該取付工事完了後、家具転倒防止器具取付同意書兼確認書の確認欄に利用者の記名を受けるものとする。

（費用負担）

第7条 前条の助成は、第3条で規定する世帯ごとに器具1個（セット）までとする。

- 2 器具の購入代金は、横浜市と利用者が負担するものとする。なお、負担割合は概ね双方が2分の1程度とし、事業者と調整のうえ決定するものとする。ただし、横浜市の負担上限額は器具1個（セット）あたり1,820円（税抜）とする。また、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年4月策定）における対象地域（重点対策地域）に居住する世帯については、器具代金を全額横浜市が負担するものとする。
- 3 送料及びそれに付随するその他の費用が生じる場合は、横浜市と利用者が概ね2分の1程度の負担割合とし、事業者と調整のうえ決定するものとする。ただし、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」における重点対策地域に居住する世帯については、送料及びそれに付随するその他費用を全額横浜市が負担するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条による決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条の決定を受けた場合
- (2) 転倒防止器具の取付時において、第3条に規定する要件を満たさない場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

（実施報告）

第9条 取付事業者は、転倒防止器具の取付工事が完了したときは、横浜市家具転倒防止対策助成事業実施報告書（第4号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（利用回数の制限）

第10条 この事業を利用することができるのは、一世帯につき一回限りとする。

（秘密の保持）

第11条 取付事業者は、本事業実施に当たって知り得た情報について、管理を徹底するとともに、他に洩らしてはならない。

(業務の一部委託)

第12条 市長は、本業務の一部を委託することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、防災・危機管理統括本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 _____ 建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。 横浜市 _____ 区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	
希望する家具転倒防止器具			
取付代行の希望 <input type="checkbox"/> 希望しない（配送） <input type="checkbox"/> 希望する（要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください）			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付希望日 (取付代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 _____ 日 (令和8年12月29日～令和9年1月3日を除く)		
同意事項（同意の上、「はい」に○を付けてください。） → はい ・配送後の家具転倒防止器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している家具転倒防止器具の補助や助成事業を過去に利用していません。 ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。 ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 ・ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。 ・ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。 ・取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。			

第2号様式（要綱第5条関係）

第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で利用申請のありました横浜市家具転倒防止対策助成事業について、横浜市家具転倒防止対策助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

1 決定

2 却下

(理由)

第3号様式 (要綱第6条関係)

家具転倒防止器具取付同意書兼確認書

部屋の種類	家具の種類	転倒防止器具の種類	その他

年 月 日

上記の家具転倒防止器具の取付けを行うことに同意し、取付けを確認しました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____

第4号様式 (要綱第9条関係)

年 月 日

横浜市長

取付事業者 _____

取付員 _____

横浜市家具転倒防止対策助成事業実施報告書

横浜市家具転倒防止対策助成事業実施要綱6条の作業が完了したため、同要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

1 要件確認

年 月 日

	対象者	確認書類等
□申請者	□65歳以上、□75歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ()
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ()
□世帯員1	□65歳以上、□75歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ()
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ()
□世帯員2	□65歳以上、□75歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ()
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ()
□世帯員3	□65歳以上、□75歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ()
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ()

2 実施場所等

住宅所在地 _____

方書 _____

利用者氏名 _____

3 転倒防止器具の種類

器具の取付 (有 ・ 無)

※器具の取付ありの場合、以下の表から取り付けた器具を丸で囲む。

家具転倒防止器具取付同意書兼確認書 (第4号様式) のとおり

突っ張り棒 (小)	ベルト式
突っ張り棒 (中)	貼付式
突っ張り棒 (大)	L字金具
転倒防止板	粘着耐震ゴム

4 確認事項

事業を知った経緯

広報よこはま その他広報誌等 自治会、町内会 防災フェア

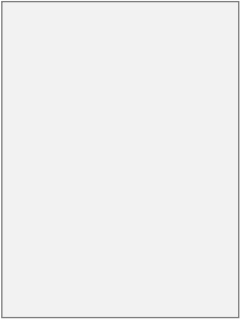
ホームページ 区役所 横浜市主催の研修会等

その他 (_____)

メモ欄

--

第5号様式（要綱第6条関係）

横浜市地震火災対策事業 協力証明書 (家具転倒防止対策助成事業)	
	No. : 00001
	事業者名 : 株式会社〇〇
	氏名 : 横浜 太郎
	有効期限 : 令和〇年〇月〇日
上記の者は、市の委託を受け、取付訪問を実施する訪問員であることを証明する。	
横浜市 長 印	